

# 千葉県立保健医療大学教員再任審査委員会規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学学則第16条第2項および千葉県立保健医療大学における任期を定めて採用された教員の再任用に関する規程第2条第2項の規定に基づき、教員再任審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 学長が指名する教員

2 前項に定める委員のほか、学長が必要と認めるときは学識経験者を加えることができる。

## (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

## (所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 業績評価の基準及び評価方法等に関する事項
  - (2) 任期中における業績評価に関する事項
  - (3) 休職等があった場合における任期の延長に関する事項
  - (4) その他任期制に関する事項
- 2 前項第2号の教員の任期中における業績評価は、千葉県立保健医療大学における教員の任期に関する規程第4条第2項に掲げる事項について行うものとする。
- 3 第1項第1号の業績評価の基準等は、委員会が別に定めるものとする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

## (委員会の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

## (議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 委員会の議事は、業績評価にあっては出席委員の3分の2以上、その他の議事にあっては、過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員が、業績評価の対象となる場合は、その委員は会議に加わることはできない。

(審査)

第8条 学長は、再任審査申請書を受理したときは、委員会に審査を依頼する。

2 委員会は、学長から審査の依頼を受けた場合には概ね2ヶ月以内に審査を行うこととする。

3 審査に当たり必要と認めるときは再任審査申請者に出席を求め、意見を聞くことができる。

4 業績審査の対象者である委員は、審査の判定に加わることはできない。

5 委員会は、審査を終了したときには、審査の結果を学長に報告する。

6 学長は、前項の審査結果を受けたときは、審査結果を再任審査申請者に通知するものとする。

(専門部会の設置)

第9条 委員会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。専門部会は、任期中における業績評価に関する事項を所掌する。

2 専門部会員は、学長が指名する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門部会員の中から学長が指名する。

5 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、再任審査申請者又は専門部会員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(再審査)

第10条 学長は、再任審査申請者より、通知された審査結果に対する不服申立てがあったときは、委員会に再審査を依頼するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、事務局企画運営課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。